

著作権相談員カードの発行について

1 対象者

令和3年3月31日までに単位会の集合研修に参加し効果測定に合格した者又は中央研修所研修サイトに登載された同講義の講義視聴後、効果測定に合格した者。

2 発行趣旨

「著作権相談員養成研修」を修了し、所定の効果測定に合格している行政書士であることを確認し、その者が著作権相談員であることを証明するものです。著作権分野における行政書士業務について、関係方面への認知度向上等を目的とし、行政書士が積極的に著作権業務に取り組めるよう環境整備の一環として発行するものです。

3 カード記載項目

氏名・登録番号・所属単位会・管理番号*

*名簿登録年度、所属単位会番号、管理番号により構成。単位会が集合研修を実施した場合には、集合研修修了者を 001 とし、それ以降の番号として VOD 研修の修了者順に管理番号を割り振る予定です。

【 例：令和2年度名簿登録の北海道会会員の管理番号 2001001 】

4 会員への周知事項

- (1) 著作権相談員カードに記載する文字については、JIS 第 1 水準及び第 2 水準に規定されている文字を使用します。上記以外の文字は、置き換えさせていただきますので御了承ください。(原則、行政書士証票と同じ文字)
- (2) 紛失等によるカードの再発行は原則いたしません。所属単位会の変更等によりどうしても再発行を希望する方がいた場合は、別途「著作権相談員カード再発行願 (別添様式 1)」にて所属単位会経由で申し込むようお願いいたします。再発行につきましては、作成費用の都合上、次回新規発行分と合わせて作製・送付いたします。
- (3) 著作権業務を行うにあたり、当カード発行の有無、所持・不所持は、業務上の何ら新たな権利・義務、利益・不利益等を生じさせるものではありません。

以上